減損処理に係る不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 大阪府住宅供給公社 | 　平成27年度決算における減損処理の状況を確認するため、減損損失を測定するための書類を確認した。各項目における算定額について、各々、算定根拠を確認したところ、算定に必要な項目のうち、「処分費用見込額」については、平成22年度に、過去の実績等を参考に見積った額を用いている。しかし、その根拠資料が保存されておらず、金額の正確性、妥当性が確認できなかった。 | 　本件については、「処分費用見込額」を算出した時点から年数も経過していることから、再度、処分費用見込額を算定するなど、根拠データの妥当性を確認するとともに、会計処理の適正性を担保するため、根拠資料の保存・管理は、適切に行われたい。

|  |
| --- |
| 【地方住宅供給公社に係る減損会計処理基準】（減損損失の認識）第９ 減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ･フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ･フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。（減損損失の測定）第10　減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループの回収可能価額を算定する。この結果、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の損失とする。回収可能価額とは、当該資産又は資産グループの使用価値と正味売却価額の何れか高い方の額をいう。（使用価値）第11 使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と、使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ･フローの現在価値をいう。（正味売却価額）第12　正味売却価額とは、資産又は資産グループの「時価」から「処分費用見込額」を控除して算定される金額をいう。【減損会計処理基準注解】（処分費用見込額）（注17）処分費用見込額とは、処分に係る販売費用や公租公課等が該当し、その算定は、類似の資産に関する過去の実績等を参考に見積もることとなる。 |

 | 「処分費用見込額」は、（一社）全国住宅供給公社等連合会が作成している会計基準に記載されている金額を使用していることが判明し、妥当性が確認できた。上記金額については、定められてから年数が経過しているため、会計監査人とも協議の上、見直しを行い、見直し後の「処分費用見込額」を平成28年度決算より適用することとした。会計処理の適正性を担保するため、今後は書類に基準となる根拠を記載、又は、添付することとし、平成29年４月21日の課内会議において担当職員に周知徹底した。 |

　監査（検査）実施年月日（委員：平成28年12月19日、事務局：平成28年10月31日から同年11月２日まで）